



主な内容

友の会	紙上法律講座・北東西南・事務所通信	事件情勢	友の会総会特集	新年のご挨拶
p.10	p.8	p.4	p.2	
p.11	p.9	p.7	p.6	p.3



友の会総会特集

メジロと紅梅(名古屋市農業センター delaふぁーむ)

災い転じて福となす —憲法の理念が根付くきっかけに

弁護士
酒井 寛
さかい ひろし



2020年度から始まる「大学入学共通テスト」における民間英語試験の導入が延期されました。この制度は、多額の受験料負担を受験生に課すものでありながら、試験を多く受験した学生ほど好成績を得られやすくなり、また、試験会場が都市に偏在するため、地方に居住している学生の交通費や宿泊費の負担が大きくなることから、経済力や居住している地域によって受験機会に格差を生じさせる制度となっています。文部科学相による「身の丈」発言も記憶に新しいところです。民間英語試験の導入は、学校教育での「グローバル人材」の育成を求める財界の要望に応じたものと言われていました。「個人」を「社会」や「公共」の手段とする教育基本法改悪の意図に沿うものでもあると思われます。

昨年10月に行われた名古屋法律事務所友の会総会記念講演において、京都精華大学の白井聡先生は、この民間英語試験の導入にあたり学生等による反対運動が起きていることについて、戦前は天皇、戦後はアメリカに「従属」し続けてきた国民性が変わる契機になるかもしれないと述べていました。実際にその反対運動が制度導入を延期に追い込んでいます。「災い転じて福となす」という諺にあるように、法の下での平等という憲法の理念を後退させかねないこの制度の導入を巡る攻防が、最も大切にされるべきは「天皇」でも「アメリカ」でも「財界」でもなく、「個人」であるという憲法の理念が根付くきっかけとなることを願ってやみません。

打倒!歴史修正主義者

昨年第23回沖縄平和ツアーで「集団自決」のあった座間味島へいきました。この「集団自決」に軍命がなかったとして、文科省が検定による歴史教科書記述修正。それに反発して2007年9月29日に11万人結集した「教科書検定撤回を求める県民大会」が開かれ、この時、翁長さん(前県知事)が「イデオロギーよりアイデンティティー」と訴えて「オール沖縄」となりました。

憲法9条、憲法21条を守るため民主主義の力で歴史修正主義者を追い詰めよう。

友の会会長
まきの ひろし
牧野 浩



社会のため弁護士現役続投!

60歳代後半に突入。3月にはついに初孫も誕生の予定。弁護士には定年はないが、同年代の中では「そろそろ引退しようか」などの声も。ただ、憲法改悪など、引退して心安らかに老後を過ごせる世相でもない。「悪政がすべてなくなるまで現役」は無理かも知れないが、少なくとも安倍首相の退陣を見届けるまでは現役で頑張りたい。

弁護士
まつもと あつひろ
松本 篤周



憲法を守る岩となる

みなと事務所は、ようやく地域の皆様に事務所の名前を覚えてもらえるようになり、おかげさまで6年目を迎えることができました。

今年は10周年に向けての第一歩として事務所の人的・物的体制をさらに充実させ、事務所を訪れる方々の期待に応えたいと考えています。そして、憲法を守る岩となれるよう今年も頑張ります。

弁護士
かとう みよ
加藤 美代



「事実」に対して謙虚に

昨年は、裁判員裁判を経験しました。明らかに事実と異なることでも、検察側証人が主張すると、裁判員のみならず、職業裁判官ですらもそれを鵜呑みにしてしまうという現実を目にしました。この国から冤罪が無くならない理由を垣間見た気がします。これを他山の石として、「事実」に対する謙虚さを持ち続けたいと思います。

弁護士
さかい ひろし
酒井 寛



依頼者の平穏な毎日を取り戻す

何年か前に終わった事件の元依頼者様と久しぶりにお会いすることがあります。当時は会うたびに辛い顔をされていた方が、今、元気そうな笑顔を見せてくださると、ほっとする気持ちとうれしさが溢れます。今辛い思いをされている皆様が平穏な毎日を取り戻せるよう、その助力となるために今年も日々精進して参ります。

弁護士
かない ひでひと
金井 英人



仕事に復帰します

昨年は育児休暇で長らくお休みをいただきましたが、本年春から復帰いたします。本年春は、私の仕事復帰、長男の中学入学、二男の保育園入園とイベントが目白押しで、とても忙しい生活が予想されますが、新たな人達との素敵な出会いがあることを願っています。

弁護士
こみや ちほ
小宮 千歩



レベルアップの一年に ~Plus Ultra!~

周囲の方々からご指導を賜り、入所して無事に一年を迎えることができました。この一年は、研修会や講演会等に積極的に参加し、自己研鑽に励みました。

今年も引き続き、貪欲に学んで、自己研鑽に励みたいと思います。そして蓄えた力を、日々の業務を通じて、困っている人達の問題解決に役立てたいと思います。

弁護士
うらの ともふみ
浦野 智文



継続は力なり

昨年の新年のご挨拶で骨密度アップのために「かかと落とし」を行っていると書きました。一年間続けましたが結果は現状維持でした。

しかし、今までは年齢とともに数値が下がってしまっていたので、若干の効果はあったと思います。「継続は力なり」、この言葉を胸に今年も頑張ります。

税理士
まるやま よしえ
丸山 良恵



修習生指導を経験して

昨年は初めて司法修習生の指導担当弁護士となり、約2か月間、私や事務所の他の弁護士の日常の相談・起案や裁判その他の業務を通じて、実務を体得してもらえよう務めました。何事にも興味をもって、法律に関する理論と実務を身につけるべく奮闘する若者から、良い刺激を受けました。私も初心に返って一層頑張ります。

弁護士
かねまつ ようこ
兼松 洋子



弁護士の原点に立ち返る

政治、行政、経済、様々な分野で日本社会の底が抜けたかと思うような出来事が続いています。怒ることにも疲れてしまい、諦める気分になりがちです。今年の友の会総会にお招きする望月衣塑子さんは、新聞記者魂をもって、果敢に質問を続けています。私も、基本的人権の擁護と社会正義の実現を使命とする弁護士の原点に立ち返って、仕事をしていきたいと思います。

今年もよろしくお願
い
します。

弁護士
たるい なおき
樽井 直樹



ご縁に恵まれて

私の出身高校は福井県の藤島高校というところなのですが、昨年、同窓生からの誘いを受け、中京地方の同窓会組織の学年幹事というものをやらせていただき、多くの先輩方と知り合うことができて、忙しいながらも充実した時間を過ごすことが出来ました。

今年も新しいご縁を沢山いただきながら、充実した一年を過ごせればと思っております。

今年もよろしくお願
い
申し上げます。

弁護士
よしかわ てつじ
吉川 哲治



新年のご挨拶

あけまして おめでとうございます

仕事と育児の両立

昨年は、仕事と育児のため、時間が目まぐるしい速さで進んで行くことに驚きと恐怖を抱く一方で、子どもの笑顔に救われる毎日を過ごしていました。そして、子育て家庭の多様な働き方の必要性を改めて感じています。

今年もまた変化の年。人生の先輩の声を聞き、今のニーズに合わせて着実に物事を進めていきたいと思ひます。

弁護士
なかがわ あみ
中川 亜美



鼠のごとく駆ける

昨年の10月に消費税が10%になりました。これは始まりです。2023年10月のインボイス制度導入により、事業を営む多くの方々が、苦しめられると思います。

納税者を苦しめる消費税や不公平税制を多くの方々に理解してもらい、不公平な税制を無くし、社会保障を充実させる運動を、頑張っていきたいと思っています。

今年も、納税者の権利を守る税理士として、鼠の様に走り回ります。

税理士
にしむら まさふみ
西村 匡史



住み替えを終えて

昨年20数年ぶりに住み替えをし、諸々の変更手続に追われました。何事も担当部署と仕組みの複雑さに辟易いたしました。それとともに、自分の要望を相手に的確に伝える必要性も痛感しました。この経験をもとに、ご相談に来ていただいた方の意を押し量ることができるよう、今年も切磋琢磨して参りたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。

税理士
こしか けいこ
小鹿 啓子



事務局員一同

弁護士法人名古屋法律事務所
税理士法人なごや経理



菊と星条旗 ～戦後を正しく終わらせるために～

第37回 名古屋法律事務所友の会総会 記念講演会

講師 白井 聡さん

友の会総会特集

天皇制と日本人のメンタリティ

法人や高額納税者が税優遇を受け、国は戦闘機の購入のために莫大な税金を投入することには表立ったバッシングは起きない一方で、いち芸能人の脱税が問題視されているように、「弱い相手を居丈高に叩くが、大企業や国家に対しては何も言わない」。白井先生の講演は、そうした国民のメンタリティの低下の原因が天皇制にあり、米国との関係を抜きにして現代の天皇制は考えられない、という話から始まりました。

永続敗戦論

戦後、日本人は口先では戦争の後悔と反省に立つと言いつつも、戦争に至った無責任なシステムは改められないままにされています。白井先生の「永続敗戦論」では「敗戦の否認」(＝知ってはいるけれども現実的に認めていない。都合の悪いことは見なかったことにする心理)という言葉が使われています。

戦争に対する日本人の態度は、8月15日を「終戦記念日」と呼ぶことに表れています。戦争は日本が敗戦を認めることによって終わったはずなのに、実際にはその負けの現実がごまかされ、敗戦を認めないまま負けを呼び込んだシステムを残し続け、また負ける。つまり、「永続に敗戦」しているのです。

天皇制＝国体、近代的システムとしての天皇制

安倍政権が誕生したとき、白井先生は戦後日本の悪い部分を凝縮したひどい政権になると思ったそうです。なぜこんなひどい者が支持されるのかを深掘りして執筆されたのが「国体論」です。

対米従属の関係を解かないと永続敗戦状態を抜けられないのに、日本では日米関係が従属関係ではないことをアピールするために「トモダチ作戦」「思いやり予算」など異常に情緒的な言葉を用いています。そこには支配や従属という言葉を使われたくない、という思いが込められているものの、世界中の人々は、日米関係は日本が従属する関係だと思っており、日本人のみがその現実から目をそらしています。ここでも「従属している」という関係が否認されているのです。

なぜそのような特殊なことが起きるのかを考えたとき、白井先生はその原因が天皇制なのではないかと考えるに至りました。

「国体」という観念は近代的な考えで、「天皇の下に日本の国体を守らなければならない」というのが尊皇攘夷思想です。「国体」観念を語る際のキーワードとして重要なのが「家族国家観」というもので、日本国民は一つの大きな家族であり、天皇は大いなる父であるという観念です。これは独特の社

白井 聡さん
プロフィール

政治学、社会思想研究者。早稲田大学政治経済学部政治学科卒業。3.11を基点に日本現代史を論じた『永続敗戦論—戦後日本の核心』(太田出版)により、第4回いける本大賞、第35回石橋湛山賞、第12回角川財団学芸賞を受賞。近著に『国体論 菊と星条旗』(集英社新書)。



会観・人間観を発生させ、今日に至るまで日本社会に影響を与えています。

「家族国家観」では、日本人は自然に仲良くするものだということにされています。家族だから妥協調和すると考えられるのです。そうすると、権利という観念がそもそも必要なくなり、権利を主張すると「特権」を主張しているように見られてしまい、社会から冷たい視線を受けます。日本でいまだに権利という観念が浸透していないのも、「国体」観念によるものです。

日米安保体制＝国体そのもの

敗戦後の日米関係は、日本の天皇の上に米国が乗っているという「国体」であるといえます。日本は、実際には米国に支配され従属していても、その事実を否認し続けており、それは家族国家観に通じるものがあります。

米国は、共通敵ソ連がある間には実際に日本を利用するために庇護せざるを得ない事実があったものの、ソ連が消滅して以後は、日本を庇護する必要がなくなり、「庇護から収奪へ」と舵をきることになりました。日本のエリート層は本来これに抵抗しなければならないのに、グローバル化のかけ声のもと、有形無形の国富を多国籍資本に売り渡すことで権益や地位を保つようになってしまいました。本来それを「売国」というのです。

「国体」はそこに生きる人間をダメにします。日本が対米従属を否定している限り、自由になりたいという意欲も知恵も生まれず、反知性主義(ヘイト等)がはびこるようになります。そうして日本を内側から腐らせ、民主主義の発展を脅かします。

これからどうすればいいのか

白井先生は、これからの日本について、歴史の中から希望を見いだすべきと話されました。大正デモクラシーの大正期と、経済成長後の1970年～90年の発展した日本は、日本の国力が蓄えられ、自立できる時代で、天皇の影響や米国の支配が緩み、それが見えなくなった時代でした。日本は戦争により悲劇的な形で一度目の「国体の破滅」を迎え、現在は、二度目の「国体の破滅」を迎える時代にあります。二度目の崩壊により国体から離れることができるか、私達は試されています。「一度目は悲劇、二度目は喜劇。笑いながら国体を笑殺しよう」との言葉で講演が結ばれました。(弁護士・金井 英人)



友の会
総会

10月26日、ウインクあいちで第37回名古屋法律事務所友の会総会を開催しました。記念講演では、京都精華大学人文学部専任講師の白井聡さんに、戦後日本をアメリカ従属下の「国体」というキーワードで読み解き、これを正しく終わらせる必要性を語っていただきました。

第1部 友の会総会

大井丈二・友の会副会長が司会。冒頭この一年間に亡くなった幹事の方に黙祷をささげました。植村寛郎・友の会会長代理のあいさつに続き、名古屋法律事務所の弁護士となごや経理の税理士が全員登壇し、一人ずつあいさつをした後、新人弁護士と新人事務局員が紹介されました。その後、友の会の今年度総括と次年度方針が報告・提案され、拍手で採択されました。最後に新三役が紹介され第1部は終了しました。

第2部 記念講演

木村美知・友の会幹事が司会。松本篤周弁護士の講師紹介に続いて、記念講演が行われました(講演要旨は、4・5頁に掲載)。(友の会幹事・服部 守延)

友の会
新幹事
新体制

【新幹事のご紹介】

名古屋市職員労働組合
書記次長

飯田 哲也さん
いいだ てつや

NPO法人がらっとほーむ
本部事務所 所長

鈴木 孝昌さん
すずき たかゆき

全日本建設交通一般労働組合
愛知県本部 書記長

谷藤 賢治さん
たにふじ けんじ

津島民主商工会
事務局長

安井 章さん
やすい あきら

【三役】 会 長 牧野 浩
副 会 長 植村 寛郎
副 会 長 大井 丈二
副 会 長 下村 伸一郎
事務局長 石原 愛子

※このたび、藤井博樹さんが幹事を退任されました。
今までありがとうございました。

【幹事】

石原 愛子	飯田 哲也	伊藤 明	伊藤 良孝
井上 勲	岩本 章	植村 寛郎	植木 日出男
梅北 政義	大井 丈二	太田 義郎	大西 龍吉
岡田 エツコ	小川 義廣	川合 一成	影山 一郎
木村 美知	久野 賢一	倉元 孝幸	小林 純
最賀 猛	佐竹 康弘	下村 伸一郎	杉本 恒
鈴木 孝昌	谷藤 賢治	土井 照雄	服部 守延
原田 隆	坂野 逸朗	藤井 茂	藤井 将俊
堀 恵子	牧野 浩	松本 茂満	松本 竹敏
森 雅欣	森田 茂	安井 章	山田 紀幸

【会計監査】

木村 美知

【顧問】

太田 義郎 倉元 孝幸

友の会
活動日誌

2018/1~
2018/12

	講座・法廷ウォッチングなど	同好会活動	幹事会・あらくさ他
1月 27日	【本部・税金講座】「やさしい所得税のしくみ」税理士 西村匡史 【みなと・法律講座】「遺言書を作ってみよう」弁護士 加藤美代	20日 絵画同好会 例会	1日 あらくさ113号発行 15日 三役会・中村区合同旗開き 23日 みなと支部 幹事会
2月 3日	【みなと・税金講座】「やさしい所得税のしくみ」税理士 西村匡史	17日 絵画同好会 例会	19日 戦争法反対行動(名駅西口噴水前広場) 幹事会
3月		17日 絵画同好会 例会 21日 第67回友の会ゴルフコンペ	6日 みなと支部 幹事会 19日 戦争法反対行動(名駅西口噴水前広場) 三役会
4月 22日	第36回 友の会総会	21日 絵画同好会 例会	16日 戦争法反対行動(名駅西口噴水前広場) 幹事会
5月		20日 絵画同好会 例会	21日 戦争法反対行動(名駅西口噴水前広場) 三役会
6月		16日 絵画同好会 例会	18日 戦争法反対行動(名駅西口噴水前広場) 幹事会
7月		21日 絵画同好会 例会	17日 戦争法反対行動(名駅西口噴水前広場) 三役会 24日 みなと支部 幹事会
8月		18日 絵画同好会 例会	1日 あらくさ114号発行 20日 戦争法反対行動(名駅西口噴水前広場) 幹事会・暑気払い
9月		15日 絵画同好会 例会	18日 戦争法反対行動(名駅西口噴水前広場) 三役会
10月 3日	【第108回法律講座】「事業者向け(借主側)借地・借家の基礎知識」弁護士 吉川哲治	8日 第68回友の会ゴルフコンペ	15日 戦争法反対行動(名駅西口噴水前広場) 幹事会
10月 14日	【バス旅行】「平等院鳳凰堂とサントリー山崎蒸留所」	21日 絵画同好会 例会	29日 みなと支部 幹事会
11月 10日	【第109回法律講座】「セクハラ・パワハラ あなたの職場は大丈夫？」弁護士 兼松洋子	17日 絵画同好会 例会	19日 戦争法反対行動(名駅西口噴水前広場) 三役会
12月 17日	望年会	15日 絵画同好会 例会	17日 戦争法反対行動(名駅西口噴水前広場) 幹事会

友の会
総会
特集

ここが問題！インボイス制度 消費税アップだけが問題ではない

税理士 丸山 良恵
まるやま よしえ



昨年消費税率が10%にアップされ、軽減税率8%との複数税率となりました。飲食店をはじめとして事業者の経理処理が煩雑となり、国民生活への圧迫も心配されます。しかし、今回の消費税改定の問題はこれだけではありません。4年後にスタートする「インボイス制度」が日本経済をいよいよ危うくするかもしれないのです。

そもそも消費税の計算とは

買い物をすると消費税を含んだ値段を支払います。消費税を支払うのは「お店へ」であって「国へ」ではありません。国に消費税を納めるのは、事業活動を行っている会社や個人事業主です。消費税を申告・納税する事業者を課税事業者といいます。年間売上が1000万円を超える事業者が課税事業者となります。課税事業者は収入に含まれる消費税から、仕入れや経費など支払いに含まれる消費税を差し引いた残りを国に納めます。

たとえば、A建設会社の年間の売上が5500万円で、支払いが3300万円だったとします。売に含まれる消費税は500万円、支払いに含まれている消費税は300万円です。500万円から300万円を差し引いた200万円を国に納めます。売上の消費税から支払いの消費税を差し引くことを「仕入税額控除」といいます。もしこの仕入税額控除ができなければ、A建設会社は500万円を国に納めることとなります。

インボイス制度とは

現在の制度では「仕入税額控除」の条件は、支払先からの請求書や領収書(以下、「請求書等」)を保存することです。インボイス制度のもとでは新たな条件が加わります。それは請求書等に登録番号を記載することです。登録番号が記載された請求書等が「インボイス」と呼ばれるものです。2023年10月からは、登録番号の記載のない請求書等では仕入税額控除ができなくなるのです。これがインボイス制度です。

さきほどのA建設会社の場合、支払いが3300万円でした。このなかにA建設会社の専属下請けのB工務店の880万円の請求書があり、この請求書には登録番号の記載がありませんでした。そうするとインボイス制度のもとでは、880万円に含まれる80万円の消費税は売上の消費税から差し引くことはできませんので、A建設会社は80万円多く消費税を納税することとなります。

小規模事業者がなくなる

では、なぜB工務店の請求書には登録番号の記載がなかったのでしょうか？ 実は、登録番号は課税事業者しか国からもらうことができません。B工務店の年間売上は880万円で1000万円以下です。消費税の免税事業者となり申告納税の義務はありません。B工務店は課税事業者ではないので登録番号はもらえなかったのです。

A建設会社にしてみるとB工務店と取引をすると消費税の納税額が増えてしまいます。A建設会社はB工務店との取引をやめるか、値下げを要求してくるでしょう。

B工務店はどうしたらよいのでしょうか？ ひとつ方法があります。免税事業者だから登録番号をもらえないのですから、課税事業者になるという選択です。売上が1000万円以下でも課税事業者の選択届出をすれば課税事業者となります。ただし、本来なら納めなくてもよい消費税を納めなくてはなりません。

インボイス制度は中止に！

インボイス制度により、小規模事業者の経営は成り立たなくなるかもしれません。日本経済を支えている中小業者に打撃を与え、日本経済を危うくする、このような制度は即刻中止すべきです。

- (注)①課税事業者の判定基準である年間売上は、2年前の「消費税の対象となる売上」を基準とします。
②消費税は、国だけでなく地方公共団体にも配分されます。



弁護士 吉川 哲治
よしかわ てつじ

婚姻費用・養育費が増額される？

裁判所は、2019年12月23日に、婚姻費用や養育費についての新たな算定表を公表する予定であると発表しました。これまでの算定方式を踏襲しつつ、基礎となる統計資料を更新するなどして、新しい算定表が提案されるとのことです。

婚姻費用とは・養育費とは

婚姻費用とは、結婚している夫婦の間において、収入の多い者から収入の少ない者に対して支払われる生活費のことです。養育費とは、子どもを養育していない親から、子どもを養育している親に対して支払われる、未成年の子どもの生活費のことです。

婚姻費用の中には養育費も含まれることになります。結婚している間は婚姻費用、離婚したら養育費(未成年の子どもがいる場合に限る)と区別すれば分かりやすいでしょう。

もらえる婚姻費用・養育費が増える？！

皆さんの中には、現在進行形で婚姻費用や養育費を支払ってもらっている方もいらっしゃるでしょうが、新しい算定表の公表により、その金額が増える可能性があります。

一度決めた婚姻費用や養育費は、お互いの収入が変動したなどの事情変更がなければ額を変えることは出来ないとされていますが、新しい算定表に基づいて計算した額が現在の額より増えるのであれば、婚姻費用や養育費の増額が認められる可能性があります。

また、最近では、昔に比べて養育費の取りっぱぐれを防ぐ手段も整いつつあります。

現在、婚姻費用や養育費の支払いを配偶者や元の配偶者に対して請求できる立場にある方は、一度弁護士に相談してみたいはいかがでしょうか？

自由法曹団全国総会 愛知開催は50年ぶり



2019年10月19日～21日の3日間に渡り、愛知・西浦温泉において、自由法曹団全国総会に参加しました。愛知県で開催されるのは、実に50年ぶりのことです。

総会のプレ企画では、弁護士の崔鳳泰(チェ・ボンテ)氏による徴用工問題に関する講演会がありました。

総会においては、徴用工問題は政治問題ではなく深刻な人権侵害に対する救済の問題と捉えることが重要であり、人権問題を政治問題化してはならないことが確認されました。

「人権問題を政治問題化してはならない」ということから、物事の本質を見抜く力(慧眼)を養わなければならないのだ、と痛感しました。

(弁護士・浦野 智文)

名張毒ぶどう酒事件の支援集会 「それでも奥西さんはやってない」

11月16日、名古屋市中区役所ホールにて、名張毒ぶどう酒事件の支援者全国集会が開催されました。私がコーディネーターを務めた対談企画には、映画「それでもボクはやってない」や「Shall we ダンス?」の周防正行監督と南山大学菅原真教授をお招きし、映画制作秘話のほか、取材や法制審議会への参加で感じた再審法の問題点等をお話いただき、「事実を知り、声を上げる」ことの重要性について熱弁していただきました。

奥西さんの再審請求を引き継いでいる岡美代子さん(奥西さんの妹) やえん罪被害者3名も駆けつけ、会場300人の熱気に包まれ大変盛況に終わりました。
(弁護士・中川 亜美)



秋 友の会
2019年
バス旅行

映画『ねことじいちゃん』ロケ地!
佐久島散策と西尾抹茶ミュージアム



11月17日、友の会主催のバス旅行が行われました。秋晴れて風もやさしく、絶好の行楽日和。行き先は、三河湾に浮かぶ佐久島と西尾・抹茶ミュージアム「和く和く」です。

一色港から高速フェリーで島へ。猫と仲良くなって、アート「おひるねハウス」に向かいました。潮騒を聞きながらいい感じです。浜辺をのんびり歩くのもよし、浦野弁護士のように自転車で回るのもよし。お昼は、海の幸が盛りだくさん。お刺身、アイナメの煮付けがおいしかったです。

抹茶ミュージアムでは、抹茶の製造工程を見学し、渋〜いお抹茶をいただきました。

帰路は、ビンゴゲームで大いに盛り上がりました。加藤美代弁護士は「今、憲法が大変です。私が弁

士になってから一番危うい時だと思っています。皆さん、憲法を守る声を上げましょう」と訴えました。参加者は、所員含め44名。樽井弁護士・西村税理士も同行しました。
(友の会幹事・下村 伸一郎)



友の会

出張法律講座 **相続の基礎知識**



9月1日、稲沢民主商工会主催で吉川哲治弁護士を講師に、法律講座を行いました。

稲沢民商は今年創立50周年を迎えた商工業者の組合です。当日は役員中心に15名の方が参加し、法改正により要件が変わった「自筆証書遺言」に関心が集まりました。一度では理解が難しいので、またこのような講座を設けてほしいと要望が出されました。

(友の会幹事・服部 守延)

みなと法律講座 **「終活」前向きに**

8月2日、法律講座「終活をはじめましょう」を開催しました。暑さ厳しい中でしたが、参加者の皆様は「家族の手をわずらわせないように」「自分できちんと財産処理できるように」と、とてもお元気でした!

講師は中川 亜美弁護士。相続のケースや遺言書の種類、エンディングノートの書き方など、多岐にわたって学ぶことができました。今後も皆さまの生活のお役に立つ講座を企画して参ります!
(事務局・宮田 ちなみ)



ゴルフ愛好会 **第70回コンペ**

11月2日(土)、高く澄み渡った秋空のもと、自身3度目となるパインズゴルフクラブをととも良いスコアで回ることができました。今回は、良い意味で緊張感がなく、皆さん和気藹々と心からゴルフを楽しんでらっしゃって、これまでのコンペで特別な一日になりました。表彰式も今までより増して、終始笑顔ですすんでいたのが印象に残っています。



(行政書士・公文一理)

お悔やみ
10月10日ご逝去
友の会副会長 **二上 巖**さん(享年79歳)
元・名古屋水道労働組合

友の会役員として、長らくその運営を担っていただきました。生前のご厚情に対し深く感謝するとともに、心からご冥福をお祈りいたします。

5/23
(土)

ぜひお越し下さい

第38回 名古屋法律事務所 友の会総会

記念講演

「新聞記者」

「報道の責任と安倍政権」



安倍内閣のもとで憲法に関わる基盤が揺らいでいます。

このような事態を招いた背景として、日本では、権力を監視するマスメディアが不十分だ、という指摘があります。「国民の知る権利」に奉仕すべきマスメディアが、政権を付度したり、社会的な強者に媚びたりすることで、批判的な役割を放棄しているのではないのでしょうか。

こうしたなか、政権の抱える問題点について首相官邸で鋭い質問を続ける望月衣塑子記者（東京新聞）が注目を集めています。今回の記念講演では、様々な妨害を乗り越え、ジャーナリストとして政権を追及する望月さんをお招きし、安倍政権のもとでの「新聞記者としての矜持」について語っていただきます。

日時/ **2020年5月23日(土)**

【第1部】 友の会 総会 午前 11:00～11:50

【第2部】 記念講演 午後 1:30～4:00 (受付は午後1:00～)

定員/ **300名**

〈先着申込順〉

参加費
無料

完全
予約制

誰でも
参加OK

※ 氏名・電話番号をお知らせください。 ※ 必ず事前申し込みをお願いします。

※ 記念講演はどなたでもご参加頂けます。

※ 第2部開始の5分前までに受付手続きがお済みでない方はキャンセル扱いとさせていただきます。

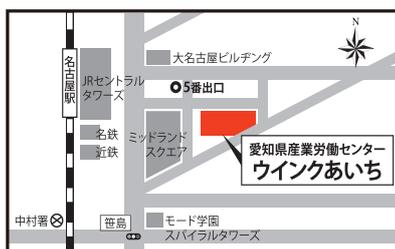
会場/ **ウインクあいち (愛知県産業労働センター) 5F小ホール1**

お申し込み先はこちら ▼

TEL **052-451-7746**

✉ **info@nagoyalaw.com**

名古屋法律事務所 検索



ユニモール地下街、5番出口から東へ徒歩2分



もちづきいそこ

講師/ **望月衣塑子さん**

2004年、日本歯科医師連盟のヤミ献金疑惑の一連の事実をスクープし、自民党と医療業界の利権構造を暴く。東京地裁・高裁での裁判を担当し、その後経済部記者、社会部遊軍記者として、防衛省の武器輸出、軍学共同などをテーマに取材。2017年に、平和・協同ジャーナリスト基金賞奨励賞を受賞。二児の母。2019年度、「税を追う」取材チームでJCJ大賞受賞

友の会

お知らせ・ご案内



旗開き

参加費無料

新春恒例！中村区合同旗開き

- と き／1月20日(月)
受付開始:午後6時 開会:午後6時30分
- ところ／名古屋法律事務所4階会議室
- 主 催／愛労連名古屋中村地域労働組合センター
自治労連名古屋ブロック中村地区協議会
中村区くらしと平和センター
弁護士法人名古屋法律事務所
名古屋法律事務所友の会



法律相談会

無料・要予約

有松・鳴海絞会館無料相談会

- と き／1月25日(土)10時から13時
2月22日(土)10時から13時
4月25日(土)10時から13時
- ※お一人あたり30分程度のお時間になります。
- ところ／有松・鳴海絞会館2F小会議室
名古屋市緑区有松3008番地(名鉄有松駅より徒歩5分)
- 担 当／弁護士 兼松洋子 又は弁護士 金井英人
- 予約先／名古屋法律事務所まで TEL:052-451-7746
- ※お電話でご予約の際は、希望される相談日時をお申し出ください。
- ※予約・お問い合わせは前日までお願いします。
- お願い／事前のご予約をお願いします。(先着順)



友の会総会

参加費無料・要予約

第38回 名古屋法律事務所友の会総会 記念講演「新聞記者」望月衣塑子さん(東京新聞)

- と き／5月23日(土)
午前11時～午後4時
- ところ／ウインクあいち 5F小ホール
- ※詳しくは11頁をご覧ください。

ゴルフ愛好会

ゴルフコンペのお知らせ

- と き／3月20日(金・祝)
- ところ／四日市の里ゴルフクラブ
- ※参加ご希望の方は、事務局・榊山までお問い合わせください。
TEL:052-451-7746



■お申し込み・お問い合わせは名古屋法律事務所友の会まで。

法律相談は、あらかじめお電話またはホームページの予約フォームでご予約下さい。

愛知県弁護士会所属 弁護士 松本 篤周 弁護士 加藤 美代 弁護士 兼松 洋子 弁護士 樽井 直樹 弁護士 吉川 哲治
 弁護士 酒井 寛 弁護士 金井 英人 弁護士 中川 亜美 弁護士 小宮 千歩 弁護士 浦野 智文
 名古屋税理士会所属 税理士 丸山 良恵 税理士 西村 匡史 税理士 小鹿 啓子

弁護士法人 名古屋法律事務所 本部事務所／名古屋法律事務所友の会… TEL 052-451-7746 FAX 052-451-7749
 弁護士法人 名古屋法律事務所 みなと事務所… TEL 052-659-7020 FAX 052-654-7749
 税理士法人 なごや経理 … TEL 052-451-7747 FAX 052-451-7748

ホームページ <http://www.nagoyalaw.com> Eメール info@nagoyalaw.com

12月28日(土)～1月5日(日)は、年末年始のため事務所を休業させていただきます。

名古屋法律事務所友の会ニュース「あらくさ」第117号 ●発行日/2020年1月1日 ●発行者/愛知県弁護士会所属 弁護士法人名古屋法律事務所 弁護士 松本 篤周 〒453-0014 名古屋市中村区則武1丁目10番6号 側島ノリタケビル2F